

日本生態学会法人化に向けて

矢原徹一(法人化検討委員会委員長)
三橋弘宗(兵庫県立人と自然の博物館)
足立直樹(株式会社CSR経営研究所)
津田智・小泉博・菊沢喜八郎

法人化の必要性

- 法人名での契約
 - 事務所の賃借・事務局員の雇用・口座開設など
 - 現状では会長個人の責任が問われる
- 事業体としてのコンプライアンス（順法性）
 - 大会開催・賞の授与などは「事業」である
 - 会費は年度内に使い尽くすのが原則
 - 大会剰余金・繰り越し金・特別会計は「事業収益」
- 社会的信用

法人化のコスト

- 税務申告義務が発生
 - － 収益事業から生じた所得に対して課税
- 日常的な事務処理が増加
 - － 会計処理、届出、報告義務
- 組織・運営上の制約
 - － 事業の公益性の確保
 - 公益サービスが主、社員(会員)向けのサービスは従
 - － 機関設計の制約
 - 社員総会・理事・理事会・監事・会計監査人
 - － 解散時の残余財産を構成員に分配できない

公益法人改革との関連

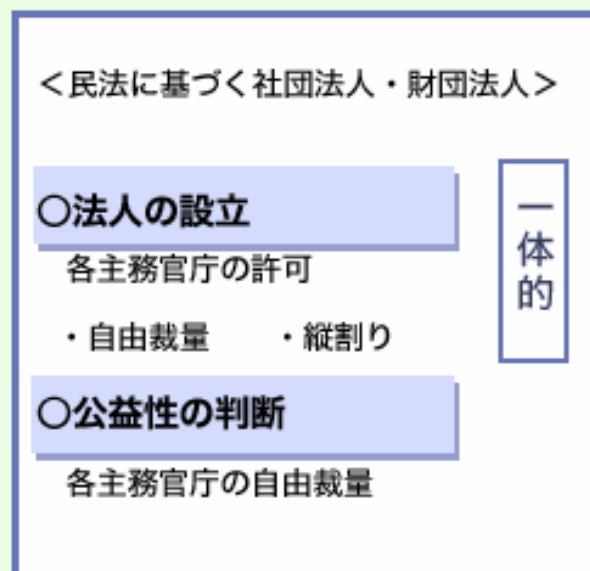
- 公益法人改革関連3法案
 - 平成18年5月26日に成立
 - 平成20年中(12月)に施行
- 既存の公益法人(社団法人・財団法人)の税制優遇特権にメス
 - 約26000の公益法人をすべて「一般社団法人」「一般財団法人」に移行させ、そのうえで、公益認定等委員会が「公益性あり」と判断した場合に限って、「公益社団法人」「公益財団法人」として税制優遇を受けられるようにする
- 社団法人をめざすか？ NPO法人をめざすか？

公益法人制度改革のポイント

- ・「民間が担う公益」を我が国社会・経済システムの中で積極的に位置付け、その活動を促進
- ・公益法人について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、制度を抜本的に見直し

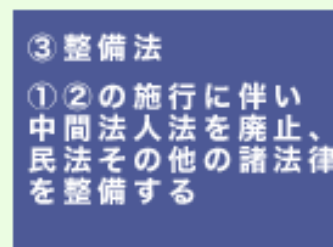
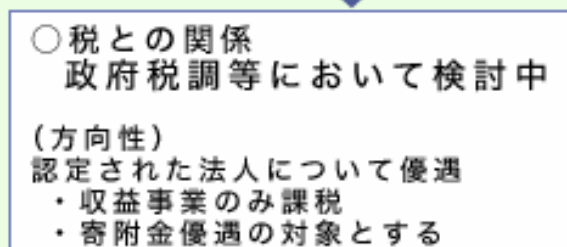
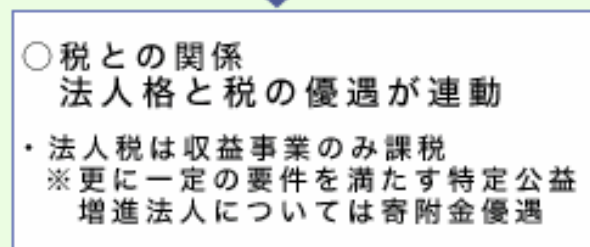
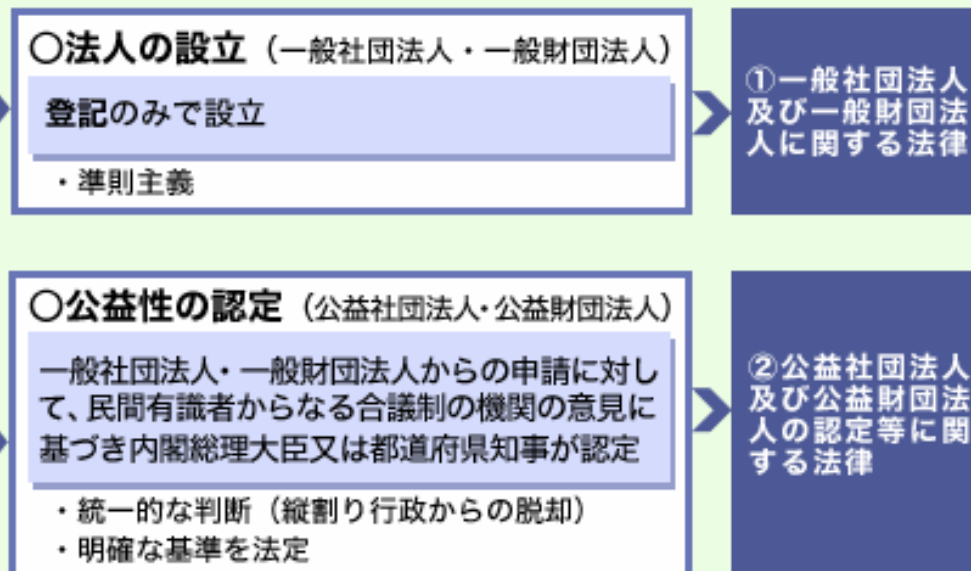
(現行公益法人制度)

- 法人設立等の**主務官庁制・許可主義**
法人の設立と公益性の判断が一体的



(新たな制度)

- 主務官庁制・許可主義の廃止**
法人の設立と公益性の判断を分離



○施行は平成20年中(合議制の機関組織等に関する部分は先行して施行)。現行公益法人の移行期間は5年。

公益認定法人の基準

- 全事業のうち「公益目的」が50%以上を占める
 - 公益サービスが主、会員向けサービスは従
- 学術・文化振興など21事業のいずれか
- 同一団体関係者が理事・監事の1/3を超えない
- 遊休財産額が一定額を超えない
 - 「特別会計」を無制限に増やせない

NPO法人の可能性

- 特定非営利事業(17分野)に含まれる
 - － 科学技術の振興を図る活動
 - － 環境の保全を図る活動
- 営利事業も可能
 - － 「その他の事業」を行うことができる
 - － ただし、法人の目的において必要な範囲内
 - － 利益を出していいが、分配してはいけない
- 事務的煩雑さは相対的に少ない
 - － しかし、会計処理、届出、報告義務は発生

課税対象となる収益事業(33業種)

- 物品販売業
- 不動産販売業
- 金銭貸付業
- 物品貸付業
- 不動産貸付業
- 製造業
- 通信業
- 運送業
- 倉庫業
- 請負業
- 印刷業
- 出版業
- 写真業
- 席貸業
- 旅館業
- 料理店業その
他の飲食店業
- 斡旋業
- 代理業
- 仲立業
- 問屋業
- 鋳業
- 土石採取業
- 浴場業
- 理容業
- 美容業
- 興行業
- 遊技所業
- 遊覧所業
- 医療保健業
- 一定の技芸教授
業等
- 駐車場業
- 信用保証業
- 無体財産権の提
供等を行う事業

公益社団法人か、NPO法人か

- いずれにせよ会員外へのサービスを積極的に行なうことが求められる
 - 親睦団体・互助会ではだめ
 - 大会を会員外に開かれたものにする努力
 - 会誌を会員外に開かれたものにする努力
- 公益性のある収益事業を積極的に展開するか
 - 出版・講習会など
 - 寄付の受入れ
- 非営利事業中心の運営を行なうか

タイムテーブル

- 平成19年3月(松山大会)
 - － 基本方針決定
- 平成20年3月(福岡大会)
 - － 定款案審議
- 平成21年1-3月
 - － 登記・公益認定申請
 - － 設立総会